

本庄市 月市議会報告

1月27日から23日間の日程で開催されていた本庄市議会定例会は12月19日に閉会し、継続審査案件（決算認定関係）議案、下水道事業を公営企業会計とする条例、人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の改定をする条例、工事請負契約の変更、指定管理者の指定、人事案件等のほか、2014年度一般会計補正予算などが審議・可決されました。

柿沼綾子議員の一般質問についてお知らせします。



柿沼綾子議員の一般質問

教育委員会制度改革について

よりよい子ども・子育て支援新制度にするために

質問 9月議会では保育園関係者からの請願も否決されるなどの経緯もあり、不十分な部分を残した条例が制定されたわけだが、新制度実施まで4ヶ月を切る中での状況や、対応について伺う。

新制度に移行する施設、認定の手続きの状況、保育料について、市の単独補助金はどうなるのか、地域型保育に対するスポーツ振興センターの公的災害給付の適用、延長保育、育児休業中の上の子の保育継続の扱いなどについて伺う。

神戸市では、条例では小規模保育事業者のB型・C型については保育士資格者が半数、あるいはゼロという条例は本庄市と同様につくったが、募集の段階では全員が保育士資格者の事業者とするA型だけを募集することにして、格差をなくすようにしていると聞けが、本市でもそのような対応はできないか。

答弁 現時点では幼稚園1カ所、認可外保育事業者が2カ所（事業所内保育所・家庭的保育事業所）移行を希望している。認定については新規入所者には、窓口で、既入所者については園を通じて説明書を渡している。保育料については国は現在の所得税額ではなく市民税所得割額を規準とするとしているが基本的には据え置かたちになる。市の単独補助金は継続する。スポーツ振興センターの加入対象になるかどうかは検討中と聞いている。一律の時間帯を設定している中であれば延長保育料はいらない。育児休業中であっても現在同様継続して保育園に通うことは可能。

待機児童は今後5年間出ない見込みであるので、新たな認可も行わない。よって募集要項による制限も現時点では考えていない。

質問 そもそも教育委員会とは、ひとつには教育委員からなる合議体で、「狭義」の教育委員会ともいう。5人の教育委員の内1人は教育長という常勤職員、他は特別職の非常勤公務員となる。第2の意味の教育委員会は「教育委員会」の決定に基づいて実際に仕事をする事務局で常勤公務員たちをさしている。

2011年の大津市のいじめ自殺の隠蔽に乗じて安倍政権が教育委員会そのものの廃止を言い出し、教育行政を首長直結にし、教育の右傾化、競争激化をすすめてきたが、廃止案には保守層を含めて広範なひとびとが反対をし、結局教育委員会の廃止は見送られ、制度を残した上で、首長の関与を強める改悪案が今回強行された。今回の法改正により、教育委員長がなくなりその権限は教育長に吸収され教育委員達が教育長を罷免できないという権利が無くなり、教育長が一般職から特別職（常勤の特別職）になる。この「改正」の内容と、この改革に対する教育長、市長の見解と今後の姿勢について伺う。

答弁 現行では教育委員長と教育長のどちらが教育行政の責任者なのか不明確なので新教育長に一本化し、任命手続きについては市長が教育長としての任命議案を議会へ提案し、同意を得て任命することになり、市長の教育長に対する任命責任が明確化されることになる。また、総合教育会議を設置し、長が公の場で教育行政について議論することを可能にし、その中で大綱を協議し、長が策定するという、教育委員会の制度の初めての抜本的な改革が行われるものである。

日本共産党

本庄市議会ニュース

No. 93

2015年 2月 8日(日)

発行・日本共産党本庄市議会
議員市議会控室
本庄市本庄3-5-3
市役所内

党本庄市委員会 21-2098

柿沼 綾子 24-3508

<http://www.icp-saitamahokubu.jp/>

生活・暮らしの相談も
お気軽に